

平成28年6月8日
四国地方整備局

四国地方整備局建設業法令遵守推進本部における 平成27年度活動状況及び平成28年度活動方針 ～社会保険未加入対策で重点的に立入検査を実施～

四国地方整備局は、平成19年4月に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、建設業者の法令違反への対応を強化しています。平成27年度活動状況及び平成28年度活動方針を決定しましたので、お知らせします。

1. 平成27年度活動状況

(1) 建設業者に対する立入検査等の実施状況

立入検査、報告聴取等を行った業者数	47社	(前年度 43社)
うち立入検査を行った知事許可業者数	10社	(前年度 5社)

(2) 監督処分・勧告の実施概要

・ 監督処分	<u>なし</u>	(前年度 1社) (平成26年5月27日発表の事案)
・ 勧告	19社	(前年度 11社)
内容	契約書面不作成(変更契約含む) 法定期限を超過した支払い	8件 8件 等

(3) 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数 (法令違反等通報、その他相談・質問の件数を含む)	27件	(前年度 35件)
うち法令違反疑義通報の件数	2件	(前年度 4件)

(4) 建設業者に対する講習会等の実施状況

当局主催のほか、各県との連携、各団体等の要請により実施した法令遵守講習会等

開催25回、参加者約3000人
(前年度 26回 約2800人)

(5) 社会保険未加入対策の推進

社会保険担当部局等の関係機関と連携し、以下を実施。

- ・講習会等において、社会保険の下請ガイドライン、標準見積書の活用等を周知啓発
- ・四国ブロック社会保険未加入対策推進協議会を開催(平成28年3月)
(総合的かつ継続的に社会保険未加入対策を推進)
- ・建設業許可、経営事項審査、立入検査等における社会保険の加入状況の確認を実施
確認企業の未加入件数 **0件**

2. 平成28年度活動方針

四国4県との連携を図りながら、建設業の取引適正化に向けた指導・周知啓発を行うとともに、立入検査等による指導監督を実施します。

また、平成29年度に許可業者の加入率100%等の目標達成に向けて、建設業における社会保険未加入対策の取組を更に強化します。さらに、平成28年3月に策定された「基礎杭工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(公示)」の周知徹底に努めます。

【詳細別紙のとおり】

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課 課長 島田 浩和
建設専門官 尾形 優
(087)851-8061 (内線 6121・6144)

平成28年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

1. 建設業法違反に係る調査・指導等の実施

①建設業法令遵守の周知啓発

講習会、ホームページでの広報等を通じて、建設業法令遵守に係る以下の事項について周知啓発に努める。

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン
- ・ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- ・ 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
- ・ 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」
- ・ 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)
- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁

②立入検査等

下請取引等実態調査の結果(特に不当なしわ寄せを受けたとする申告)や駆け込みホットライン等への通報等に基づき対象業者を選定し、立入検査等を実施する。

特に「元請下請契約の適正化に関する立入検査」及び「社会保険未加入対策についての立入検査」を強化する。

なお、書面による請負契約の締結徹底等、元請下請間の取引の適正化に関する項目のほか、次の事項を重点取り組み項目とする。

- ・ 社会保険の加入状況(標準見積書など法定福利費が内訳明示された見積書の活用)
- ・ ダンピング受注に係る下請け業者へのしわ寄せ
- ・ 請負契約書の不作成・不備、
- ・ 法定期限を超過した支払い、合理的な理由のない請負代金の減額、未払い
- ・ 施工体制台帳の不作成・不備、帳簿等の記載・保存状況
- ・ 安全衛生経費の負担状況の確認
- ・ 監理技術者、主任技術者の不設置、不専任
- ・ 一括下請負
- ・ 名ばかり営業所
- ・ 虚偽の経営事項審査申請

また、外国人建設就労者受入事業の受入建設企業における監理体制についても本省と連携しつつ、適切に対応する。

③関係機関との連携

「建設業取引適正化推進月間」等に係る取組を効果的に実施するため、関係機関(四国4県・関係省庁等)との連携を一層推進する。

- ・ 各種会議等を通じた法令遵守に関する認識共有
- ・ 建設業取引適正化推進月間における各県との合同立入検査(大臣許可業者及び知事許可業者)及び法令遵守講習会の実施

2. 更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度に向けて、社会保険担当部局等の関係機関と連携を図りながら、建設業における社会保険未加入対策の取組を更に強化し、対策の推進を図る。

- ・ 国土交通省直轄工事において、発注部局や関係機関との連携による社会保険未加入業者への加入指導等の拡大実施
- ・ 講習会、ホームページ等による建設業者及び業界団体への周知啓発
- ・ 四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会の運営
- ・ 建設業許可、経営事項審査、施工体制台帳等における未加入企業の確認及び指導
- ・ 社会保険未加入対策についての重点的な立入検査の実施